

令和4年第8回守山市農業委員会総会議事録

第8回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年8月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第33号～議第35号

議第33号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

議第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第35号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 38 号～報告第 42 号

報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 41 号 農地変更届出について

報告第 42 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 | 7 林 善治 |
| 8 下村 耕 | 10 山本 麻紀代 | 11 園田 耕三 |
| 12 寺田 英子 | 13 秋山 新治 | |

3 欠席委員は、2 名です。

4 番 石田 達男 委員

9 番 戸田 守晃 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上畠	敏宏
書記	参事	西村	拓也
書記	指導員	井上	俊明
農政課	係長	藤井	征司
農政課	主事	佐薙	由布紀

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 11 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 8 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 3 時 50 分)

○議 長

それでは、令和 4 年第 8 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 1 件、その他案件 2 件、報告案件 5 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

続いて、今月の現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番は●● ●●委員と●● ●●委員でしたが、転用案件はありませんでした。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

3 番 林 茂一 委員

4 番 石田 達男 委員 を指名いたします。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第 33 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 33 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による守山農業振興地域整備計画の変更に対し、意見を求めることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 33 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 33 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、守山農業振興地域整備計画の変更について、いわゆる「青地を白地にする」ことの「農振除外」の申請でありまして、農業委員会にご意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

1 件でございます。

別添の資料をご覧ください。

農業振興整備計画の農用地から白地に変更する土地は、
○○○町 ○○ ○○○○番 地目は畑 面積が 298 平方メートル の土地になります。

今回の変更理由としまして、「分家住宅」の建設でござ

います。申請人は農地の所有者の甥でありまして、地域に戻り実家の農業をするため、分家住宅を建てる目的で当該地を選定されたので、除外について申請されました。

地域内の他の建築適用用地につきましては、地域内の分譲宅地は全て完売されており、他の白地の畑は営農継続の意思があることで適地の白地がないこと、また、当該地は農振農用地の端であり、周囲への営農に支障がないと見込まれることから、当該地を選定されました。

根拠法令としましては、農振法第 13 条 2 号に定める各種第 5 号要件に適合していると判断いたしましたので、今回、除外について手続きを進めるものです。

位置図に申請地が標記しており、土地利用計画図に一戸建て専用住宅が計画されています。

今回の農振地域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、守山農業振興地域整備計画の変更について、ご意見を求めるものでございます。

ご意見、よろしく願いいたします。

以上で議第 33 号の提案理由の説明といたします。

○ 議 長

それでは、意見、質疑はありませんか。

○議 長

当該地の周囲はところどころ農用地からの除外が行われており、「虫食い」状態に見受けられるので、農振農用地の全体の見直し時に、他の地域も含めて「農用地からの除外」について検討いただければと思います。

○農政課

わかりました。

○議 長

他にありませんか。

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件の計画案のとおり計画の変更をすることに、ご意見ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご意見無しと認めます。よって、本件は計画案のとおり計画の変更をすることに決しました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次の議題に入ります。議第34号を議題といたします。

書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 34 号 農業経営基盤強化促進法
第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定
をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 34 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 34 号につ
きまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい

ると考えます。

以上で議第 34 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

2 番の所有者は株式会社ですが、農地を所有できたのですか。

○農政課

東近江市で福祉の事業や農業を営んでおられると聞いております。

○議 長

株式会社が農地の所有権を得ることには違和感がありますが、当時の所有権移転の際には要件等問題なく許可されたのだと思いますが、所有権移転当時の内容を調べてください。

○事務局

わかりました。

○議 長

3 番の借り受け人の概要を教えてください。

○農政課

野洲市等で活動されている NPO の団体で、農業の事業を

主に行われています。

○議 長

定款に農業を謳われていますか。

○農政課

はい。定款に記載されております。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第35号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第35号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第35号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページ、位置図の2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1件でございます。(位置図 P2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 102平方メートルの畑です。
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇 さん〇〇歳。

譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積については、1,156.5アール 通作距

離は 14.1 キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、

第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。

第 6 号の所有権以外の権原に基づき貸し付ける場合（転貸する場合）の要件についても該当せず、

第 7 号の地域調和要件については、今後も畑として利用され、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えられ、また農薬等の使用などについて、地域の防除基準等に従い利用されるため該当しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第 35 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●● ●●
委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人は、前回に農業を廃止することで水田を売り
渡しましたが、今回は残っている畑の売り渡しになります。

譲り受け人は認定農業者であり地域の担い手になりま
すので、問題はありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませ
んか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする
ことに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 38 号から報告第 42 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

6 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

7 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 41 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 42 号 諸証明書の交付状況について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 35 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 8 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記
に署名する。

3番 林 茂一 委員

4番 石田 達男 委員